

入札参加時における遵守事項（工事）

令和7年10月1日改正

新座市発注工事の入札及び施工に当たっては、次の事項を遵守すること。

なお、請け負った工事の一部を下請させるときは、下請負者に対し、この遵守事項について周知されるとともに、これらに従事する者の雇用の安定と就労の促進を図り、本市が支払う対価が、受注した工事等の関係者に公正に配分されるよう努めること。

1 関係法令等の遵守について

- (1) 入札参加者は、新座市公共工事請負契約基準約款、図面、設計書、仕様書、入札参加者心得、入札公告及び指名通知等の記載事項並びに現場を熟知の上、入札しなければならない。
- (2) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（平成22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第22条に規定する一括下請行為等に抵触する行為を行ってはならない。
- (4) 事業協同組合等にあつては、中小企業等協同組合法等関係法令を遵守しなければならない。
- (5) 労働基準法の時間外労働上限規制を遵守すること。工事の施工に当たっては、建設現場の就労の実態を踏まえ、週休2日の確保のみならず、1日の労働時間を縮減するなどの方法を通じて、週所定労働時間40時間制の確実な実施に努めなければならない。

2 労働基準の適正化と労働災害の防止等について

- (1) 平成28年度から、予定価格3,000万円以上の工事請負契約及び予定価格1,000万円以上の業務委託契約（長期継続契約を含む。）について、労働環境の把握に関する調査を実施している。

本調査は、市が発注する契約において、適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図るために行うものである。そのため、本調査の対象となる契約を締結した受注者は、速やかに必要書類を提出すること。また、本調査の対象とならない契約の受注者においても、公共事業の受注者としての自覚を持ち、適切な労働環境の維持及び発展に努めること。

- (2) 建設就業者の賃金の適正な支払い、労働時間の短縮、労働・公衆災害の防止など、適正な労働条件の確保に努めること。また、建設工事に携わる建設

業者の社会保険（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）への加入を徹底するとともに、入札額や下請契約額には法定福利費を必要経費として適正に反映すること。

- (3) 建設工事の元請業者は、受注した工事における下請業者の社会保険等への加入徹底を図るため、下請業者を社会保険加入業者から選定することを原則とし、国土交通省が毎年発出している「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（詳細は市HPを参照（<https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/4/ginouroudousya.html>）に基づき、下請業者に対する法定福利費の適切な支払に努めること。また、令和4年3月30日付け国土交通省発出の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（改訂版）」（https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html）に基づき、下請業者を指導し、適切な保険への加入について、作業員が雇用されている企業の法人・個人の別や規模等により異なるなど、上記通達等の内容を熟知して、社会保険等への加入及びそれに伴う現場入場への可否について誤解を生じることのないようにするとともに、下請業者等に対してもこれらの内容について周知するよう努めること。
- (4) 建設労働者の確保及びこれらの労働者の健康の保持、適正な賃金の支払等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には、元請、下請が一体となって仕様書等に定めるところにより特段の注意を払うものとする。
- (5) 市が発注する建設工事は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（2省協定労務単価）に基づく埼玉県単価表等により積算していることから、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払について配慮するよう努めること。

また、下請業者にも適切な賃金の支払について周知するよう努めること。

■令和7年度労務単価表 単位：円（所定労働時間内、1日8時間労働当たり）

職 種	金 額	職 種	金 額	職 種	金 額
特殊作業員	27,900	普通作業員	25,400	軽作業員	17,700
鉄筋工	31,600	特殊運転手	30,700	一般運転手	26,800
型わく工	31,200	大工	30,000	交通誘導員	16,700

※ 埼玉県労務単価の詳細は、県のホームページを御覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/dobokukoujisekkeitankahyou.html>

3 契約保証金について

工事の請負代金額が500万円以上の場合、受注者は、請負代金額の10分の1以上の額を契約保証金として発注者に納めなければならない。契約保証金の納付は、原則として現金、小切手、金融機関又は保証会社による保証書又は有価証券とするが、履行保証保険又は公共工事履行保証証券により代えることができる。

4 前払金の適正使用について

前払金については、その充当できる経費が定められていることから、これを遵守すること。また、建設工事において下請契約を締結した場合においては、前払金制度の趣旨を踏まえ、下請負人に対して相応する額を速やかに前金払するよう努めること。

5 下請工事の契約・発注等に当たっての注意事項について

公共工事の施工に当たっては、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等をはじめとする関係諸法令により、遵守すべき事項が定められている。市発注工事の受注、施工に当たっては、今後とも適正な施工体制を確保するため、次の点に一層留意すること。

なお、請け負った工事の一部を下請させるときは、下請負人に対し、この遵守事項について周知されるよう努めること。

- (1) 工事の適正な施工を確保するため、下請契約を締結しようとするときは、建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号）を遵守し、下請負人の適正な選定、下請代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い、元請・下請関係の合理化に努めなければならない。
- (2) 「新座市市内事業者優先発注実施方針」の趣旨を理解し、下請業者を選定する場合は、地元業者育成及び地域活性化の観点から、市内の建設業者を選定するよう努めること。
- (3) 下請契約を締結したときは、下請負人通知書に下請負人との契約書等の写しを添えて、発注者に提出しなければならない。

なお、契約の締結に当たっては、建設業法第19条の3の規定を遵守し、不当に低い下請代金の契約を締結してはならない。

- (4) 請け負った工事を一括して他の建設業者に請け負わせる一括下請負は、建設業法第22条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

(平成12年法律第127号)第14条で禁止されている。下請負人を使用する際は、「上請け」の場合も含め、一括下請負にならないよう十分注意するとともに、元請業者として、下請工事を含めた工事全体の施工に実質的に関与し、適正な工事の施工に努めること。また、「実質的な関与」とは、単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当せず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置けない場合には、「実質的に関与」しているとはいえないので注意すること。

(5) 下請代金が適正に支払われなければ、下請負人の経営の安定が阻害されるばかりでなく、ひいてはそれが手抜き工事、労災事故等を誘発し、建設工事の適正な施工の確保が困難になりかねないことから、工事の適正な施工と下請負人の利益保護を目的とした建設業法第24条の3の規定を遵守し、下請代金の支払について、適正に行うこと。

(6) 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結したときは、施工体制台帳の写しを発注者に提出すること。また、工事の受注者は、発注者から、工事の施工の技術上の管理をつかさどる者の設置の状況及び工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを拒むことはできない。

なお、提出時期は、原則、工事着手前とし、提出後変更が生じたときは変更後遅滞なく提出するものとする。

(7) 下請契約を締結する全ての建設工事の受注者は、施工体制台帳を工事現場に備え置くほか、各下請の施工の分担関係を表示した施工体系図（施工体制台帳に合致したもの）を、公衆が見やすい場所及び工事関係者が見やすい場所に掲示すること。

(8) 建設産業においては、行政、発注者、元請業者、下請業者、建設労働者等の関係者が一体となって社会保険未加入問題への対策を進める必要があることに留意すること。その上で、工事の専門業者から見積りを取得する場合においては従来の総額単価だけではなく、各専門工事業団体が各業界の取引実態を踏まえ、各社の実情に応じた法定福利費相当額を簡便に算定できるよう作成した「標準見積書」を使用し、適切な法定福利費相当額の確保に努めること。各団体の標準見積書式については、国土交通省のホームページで公開されている。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

(9) 元請業者については、契約締結後14日以内に、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書を発注者に提出す

ること。法定福利費については、元請業者から下請業者に対して支払う適切な法定福利費を含むこと。

6 建設資材納入業者との契約について

- (1) 建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引を確保するよう努めなければならない。
- (2) 建設資材納入業者との契約に当たっては、できる限り市内の業者から選定するとともに、建設資材についても埼玉県産とするよう努めなければならない。

7 暴力団等からの不当要求及び工事妨害の排除について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たり、暴力団等からの不当要求及び工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求及び工事妨害の排除対策を講じること。

8 ダンプトラック等による過積載の防止について

工事の施工に当たって、工事資材等の運搬については過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると思われる資材納入業者から、資材の納入を受けないなどの必要な措置をとるよう努めなければならない。

9 ディーゼル車規制に適合した車両の使用について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）は、ディーゼル車以外の自動車（ガソリン車、天然ガス車、LPG車等）又は埼玉県生活環境保全条例に適合するディーゼル車としなければならない。

10 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）及び建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）及び埼玉県生活環境保全条例に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。また、県による使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなどの協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。

11 建設業退職金共済制度への加入等について

※ 電子申請方式を選択した場合は、発注者へ提出する様式及び時期が異なる場合があるため留意すること（建設業退職金共済制度の適正な履行に係る事務取扱要領を参照）。

- (1) 元請業者は、雇用する労働者の中に建退共制度の対象者がいる場合は、新規入場者教育時等において、共済手帳の交付を受けているか口頭により確認しなければならない。

実施に当たっては、口頭による聞き取り調査を行う方法のほか、新規入場者教育時のアンケート等の記載事項に加え、これを確認する方法により、行うものとする。

- (2) 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、独立行政法人勤労者退職金共済機構に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付しなければならない。

証紙は、できるだけ工事ごとに、その工事を担当する営業所等で必要な枚数を購入するものとする。

- (3) 1件当たりの請負代金額が600万円以上の工事請負契約を締結した場合は、独立行政法人勤労者退職金共済機構の発注者用掛金収納書を貼り付けした掛金収納書提出用台紙を契約締結後1か月以内に発注者に提出しなければならない。
- (4) 工事の一部を下請に付する場合は、下請負人に対して、この制度を説明するとともに、掛金相当額を下請代金中に算入、その他の方法により、本制度の促進に努めなければならない。
- (5) 工事請負契約を締結した業者は、組合支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）の交付を受け、現場事務所等に掲示し、対象となる労働者への周知を図らなければならない。
- (6) 掛金収納書提出用台紙を発注者に提出した受注者は、請け負った工事が完成した時は、自らが雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績及び下請業者が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績を、建設業退職金共済証紙貼付実績報告書により発注者へ提出しなければならない。
- (7) 下請負人の規模が小さく、この制度への対応が不十分な場合は、元請業者において積極的に下請負人の事務の受託に努めること。

12 技術者の適正な配置について

【現場代理人】

- (1) 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、受注者の代理人として工事現場に常駐し、その運営、取締りなど工事の施工に関する一切の事項（請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領等を除く。）を処理するものとする。
- (2) (1)でいう「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけではなく、作業期間中、特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることを意味するため、原則として、現場代理人は、他の工事と掛け持ちをしてはならない。
- (3) (2)の規定にかかわらず、現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領第2条の規定に基づき、実質的に現場が稼働していない次に掲げる期間においては、現場への常駐を要しないものとする。
 - ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - イ 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
 - ウ 工事用地等の確保の未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
 - エ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領第3条の規定に基づき、現場代理人の兼務が認められる工事である場合は、現場代理人の兼務届を提出すること。
- (5) 受注者は、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- (6) その他の現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについては、現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領に従うこと。

【主任技術者等】

- (1) 1件の請負代金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければならない。
- (2) 受注者（元請負者）が工事現場ごとに配置しなければならない主任技術者のうち、特定建設業者が請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は

8,000万円)以上となる場合については、主任技術者に代えて監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者を配置しなければならない。

なお、当該監理技術者は、工事に従事しているときは、常時資格者証を携帯し、発注者から請求があったときは、資格者証を提示しなければならない。

- (3) 新座市建設工事における専任特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（建設業法第26条第3項ただし書）及び新座市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領（建設業法施行令第27条第2項）が適用される場合の主任技術者又は監理技術者については、(1)、(2)の限りでない。

13 工事実績情報の作成及び登録について

受注者は、受注時若しくは完成時、又は登録内容の変更時において工事実績情報システム（CORINS）への登録を行う。登録対象は、請負代金額が500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成後10日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日は含まない。）にそれぞれ登録することとし、訂正時は適宜、登録しなければならない。ただし、単価契約の場合は、完成時に請負代金額の総額が500万円以上の工事を対象とし、竣工登録を行うものとする。

なお、変更時と完成時の間が10日間（行政機関の休日は含まない。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

14 経営事項審査の義務化について

建設業法の規定により、請負代金額が500万円（建築一式工事の場合は1,500万円）以上の公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務付けられている。これに伴い、経営事項審査を受けていない業者は新座市発注の工事を元請として請け負うことができなくなる場合があるので、決算期ごとに必ず経営事項審査を受けなければならない。

15 建設リサイクル法について

- (1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の対象工事については、同法第13条の規定に基づく書面等を工事所管課の確認を受けた上で契約書に綴じ込むこと。
- (2) 対象工事の完了後、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条の規定に基づく再資源化等報告書を発注者に提出すること。

16 個人住民税の特別徴収の徹底について

地方税法では、所得税を源泉徴収している事業者については、従業員の個人住民税を給与から天引きし納付（特別徴収）しなければならないこととなっている。

全国の市町村においては、これまで特別徴収対象事業者についても普通徴収（個人が納付）が容認されていたが、埼玉県と県内市町村では法令遵守の原則にのっとり、平成27年度から給与からの特別徴収を徹底することを決定した。こうした取組を踏まえ、受注者においても税法の趣旨に沿って個人住民税の適切な徴収・納付に努めること。

17 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

建設業法の規定により、建設業者はその請け負う建設工事において、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の工期又は請負代金額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、その情報（おそれ情報）について、落札決定後から契約締結まで（随意契約においては、契約予定者決定後から契約締結まで）に、発注者に対し、当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて書面又はメール等で通知しなければならないことに留意すること。